

第8号議案

豊後大野市高齢者生活福祉センター条例及び豊後大野市高齢者生活支援ハウス条例の一部改正について

豊後大野市高齢者生活福祉センター条例及び豊後大野市高齢者生活支援ハウス条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年3月2日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

公共施設の見直しに伴い、犬飼高齢者生活福祉センターふれあい荘を廃止したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市高齢者生活福祉センター条例及び豊後大野市高齢者生活支援ハウス条例の一部を改正する条例

(豊後大野市高齢者生活福祉センター条例の一部改正)

第1条 豊後大野市高齢者生活福祉センター条例（平成17年豊後大野市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の施設」を「デイサービスセンターあけぼの荘」に改め、同項各号を削る。

第4条中「第2項各号」を「第2項」に改める。

(豊後大野市高齢者生活支援ハウス条例の一部改正)

第2条 豊後大野市高齢者生活支援ハウス条例（平成17年豊後大野市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第17条中「。以下「法」という。」を削る。

別表第1 犬飼高齢者生活福祉センターふれあい荘の項を削る。

別表第2 犬飼高齢者生活福祉センターふれあい荘の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。